

西大阪地域水防災連絡協議会規約（案）

(名 称)

第1条 本協議会の名称は、西大阪地域水防災連絡協議会（以下「協議会」という。）とする。

(目 的)

第2条 協議会は、大阪府水防計画や治水施設の状況などを防災・減災関係機関に提供するとともに、「西大阪地域」に応じた、水防法第十五条の十で定める水災による被害の軽減に資する取組及び流域治水プロジェクトを総合的かつ一体的に推進するために必要な連携や協議を行い、高潮、洪水、津波などに際し、水防等に関する情報伝達を敏速かつ的確に行うことにより、水防活動等の円滑化を図り災害の被害軽減に資する。

2 前項の「西大阪地域」とは、別図1及び別図2に示す地域のことをいい、この協議会で防災・減災対策に取り組む地域とする。

(組 織)

第3条 協議会は、「西大阪地域」の防災・減災に関する機関をもって組織する。

2 協議会には、防災・減災に関する行政ワーキンググループ（以下「行政WG」という。）を設置するものとする。

3 協議会は、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて各種のWGの新設をすることができるものとする。

4 協議会及び行政WGには、事務を行うため事務局を置く。

(協議会での連絡協議事項)

第4条 協議会で「西大阪地域」における連絡協議する事項は、下記のとおりとする。

- (1) 防災・減災対策の取組に関すること
- (2) 情報連絡システムの整備
- (3) 水防体制、備蓄資器材に関する情報交換
- (4) 水防災をはじめ、各種自然災害に係わる危機管理等に関する情報交換
- (5) 大阪府水防計画、治水施設の状況などの関係機関への周知
- (6) 雨量、水位等の情報伝達
- (7) その他

2 前項のうち、別図2に示す寝屋川ブロックの範囲における取組については、主として避難・水防等に関する対策を連絡協議し、とりまとめた内容を、特定都市河川浸水被害対策法に基づいて設置する寝屋川流域協議会を通して流域治水プロジェクトへ反映させる。

(行政WGでの検討事項)

第5条 行政WGは、前条の事項において、以下の各号に定める内容について検討等を行うものとする。

- (1) 浸水想定等の水害リスク情報の共有に関する事項
- (2) 各機関がそれぞれ又は連携して実施している現状の防災・減災に係る取組状況等に関する事項

- (3) 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑な氾濫水の排水等を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項
- (4) 各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項等をまとめた「西大阪地域」の取組方針の作成及び共有に関する事項
- (5) その他、大規模な災害に関する防災・減災対策に関して必要な事項

(協議会)

第6条 協議会は、別表1に掲げる者をもって構成する。

- 2 協議会には、会長を置き、会長は大阪府知事をあてる。
- 3 協議会の議長は、会長がこれにあたる。会長に事故ある時は、会長があらかじめ指名する構成員が会議の議長となる。
- 4 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表1の職にある者以外の者を協議会の構成員に求めることができる。
- 6 協議会は、構成員の同意を得て、書面により開催することができる。

(行政WG)

第7条 行政WGは、別表2に掲げる者をもって構成する。

- 2 行政WGの議長は、別表2の構成員のうちから会長が指名しこれにあたる。
- 3 行政WGの運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 行政WGは、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、防災・減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第1項による者のほか、行政WG構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者を行政WGの構成員に求めることができる。

(オブザーバー)

第8条 協議会及び行政WGは、関係行政機関及び関係団体の代表者で、その参加が協議会及び行政WGの活動に有意義であると認められる者をオブザーバーとして置くことができる。

- 2 オブザーバーは、協議会の目的達成のための助言と支援を行うことができる。

(会議の公開)

第9条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 行政WGは、原則非公開とし、行政WGの結果を協議会へ報告することにより公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第10条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

(構成員の任期)

第11条 関係行政機関および関係団体の代表者である構成員の任期は、当該職に在る期間とする。

(事務局)

第12条 事務局は、大阪府西大阪治水事務所が行う。

(委任)

第13条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は協議会で定めるものとする。

(付則)

- 1 この規約は、平成3年5月23日から実施する。
- 2 平成13年 6月29日 一部改正
- 3 平成16年 6月18日 一部改正
- 4 平成19年 6月29日 一部改正
- 5 平成20年 6月27日 一部改正
- 6 平成21年 6月23日 一部改正
- 7 平成22年 6月24日 一部改正
- 8 平成23年 6月24日 一部改正
- 9 平成24年 7月 2日 一部改正
- 10 平成25年 7月16日 一部改正
- 11 平成26年 7月 8日 一部改正
- 12 この規約は、平成30年3月19日から実施する。
- 13 平成30年 5月31日 一部改正
- 14 令和 元年 5月28日 一部改正
- 15 令和 2年 5月29日 一部改正
- 16 令和 3年 6月 9日 一部改正
- 17 この規約は、令和4年3月22日から実施する。
- 18 令和 4年 7月 8日 一部改正
- 19 令和 5年 月 日 一部改正

(別表1)

(自治体)

大阪府知事
大阪市長
豊中市長
吹田市長

(自治体関係)

大阪府西大阪治水事務所長
大阪府寝屋川水系改修工営所長
大阪府東部流域下水道事務所長
大阪府危機管理室災害対策課長
大阪市危機管理室防災計画担当課長
大阪市建設局道路河川部河川課長
大阪市建設局企画部工務課長
大阪港湾局計画整備部防災・海上保全担当課長

(水防管理団体関係)

淀川右岸水防事務組合事務局長
淀川左岸水防事務組合事務局長
大和川右岸水防事務組合事務局長

(国関係)

淀川河川事務所長
大阪管区气象台長
大阪海上保安監部警備救難課長

(警察機関)

大阪府警察本部警備部警備第二課長
大阪府此花警察署長
大阪府西警察署長
大阪府大正警察署長
大阪府西淀川警察署長
大阪府住之江警察署長
大阪府西成警察署長
大阪府港警察署長
大阪府淀川警察署長
大阪府東淀川警察署長
大阪府大阪水上警察署長

(消防機関)

大阪市消防局警防部警防対策担当課長

(占用事業者)

西日本電信電話株式会社 関西支店 災害対策室長
大阪ガスネットワーク株式会社 大阪事業部 導管計画チームマネージャー
関西電力送配電株式会社 大阪支社 大阪北総務部
コミュニケーション統括グループ チーフマネージャー

(運輸事業者)

西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 **工務次長 阪奈支社長**
阪神電気鉄道株式会社 都市交通事業本部工務部施設課長
阪急電鉄株式会社 都市交通事業本部技術部保線課長
京阪電気鉄道株式会社 工務部技術課土木担当課長
近畿日本鉄道株式会社 鉄道本部大阪統括部施設部工務課長
中之島高速鉄道株式会社 管理部長
大阪市高速電気軌道株式会社 交通事業本部安全推進部危機管理課長

(別表2)

(自治体関係)

大阪府西大阪治水事務所防災対策課長
大阪府西大阪治水事務所神崎川出張所長
大阪府寝屋川水系改修工営所建設課長
大阪府東部流域下水道事務所建設課長
大阪府都市整備部事業調整室都市防災課 参事
大阪府都市整備部河川室河川整備課 参事
大阪府都市整備部下水道室事業課長
大阪府危機管理室防災企画課 参事
大阪府危機管理室災害対策課 参事
大阪都市計画局計画推進室計画調整課 参事
大阪府都市整備部住宅建築局建築指導室審査指導課長
大阪市危機管理室防災計画担当課長
大阪市建設局道路河川部河川課長
大阪市建設局企画部工務課長
大阪港湾局計画整備部防災・海上保全担当課長
豊中市危機管理監
豊中市都市基盤部長
吹田市危機管理室長
吹田市下水道部長

(国関係)

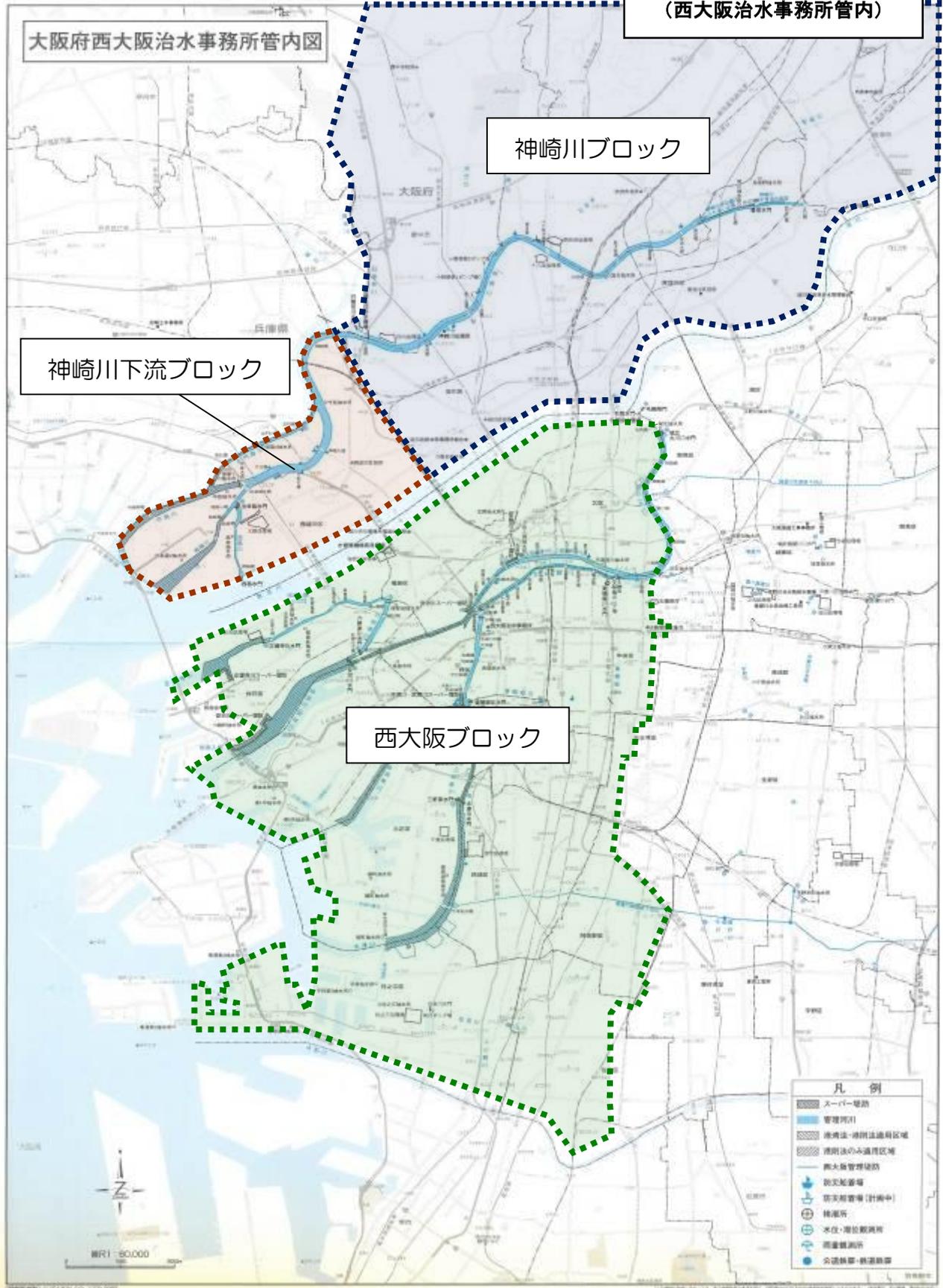
淀川河川事務所 総括地域防災調整官
大阪管区气象台 気象防災部気象防災情報調整官

(水防管理団体関係)

淀川右岸水防事務組合総務課長
淀川左岸水防事務組合防潮課長
大和川右岸水防事務組合総務課長

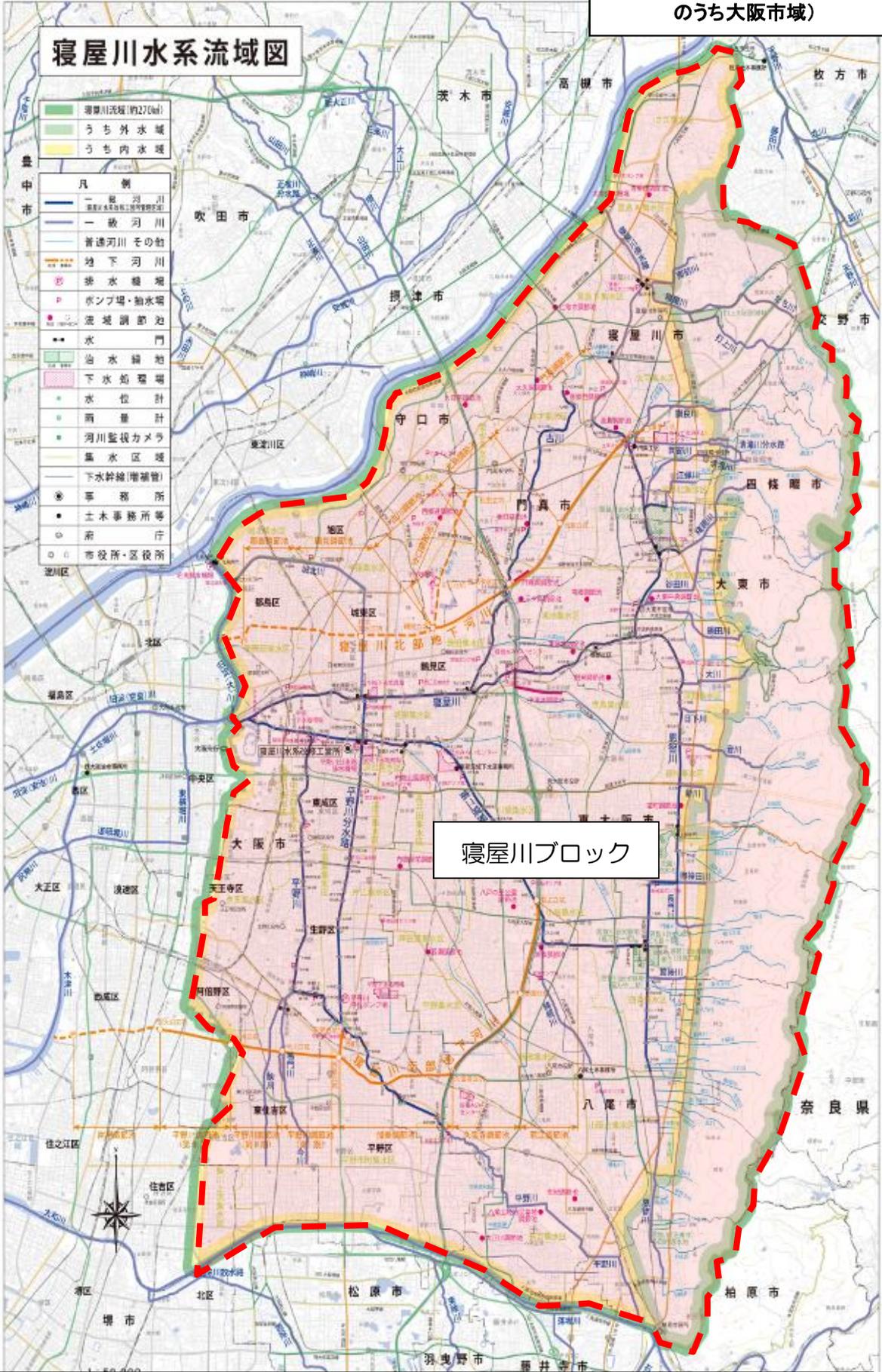
別図1「西大阪地域」

(西大阪治水事務所管内)



※「西大阪地域」とは、別図1に示す西大阪治水事務所管内及び別図2に示す寝屋川水系改修工営所管内のうち、大阪市域とする。

別図2「西大阪地域」
 (寝屋川水系改修工営所管内のうち大阪市域)



※「西大阪地域」とは、別図1に示す西大阪治水事務所管内及び別図2に示す寝屋川水系改修工営所管内のうち、大阪市域とする。

- ▶あらゆる関係者が協働して治水対策を進めることが重要
- ▶下水部局、農林部局、都市計画部局、建築部局、市町村担当部局などが参画する水防災連絡協議会において、各主体の取組みを共有し、流域治水プロジェクトを充実・強化していく

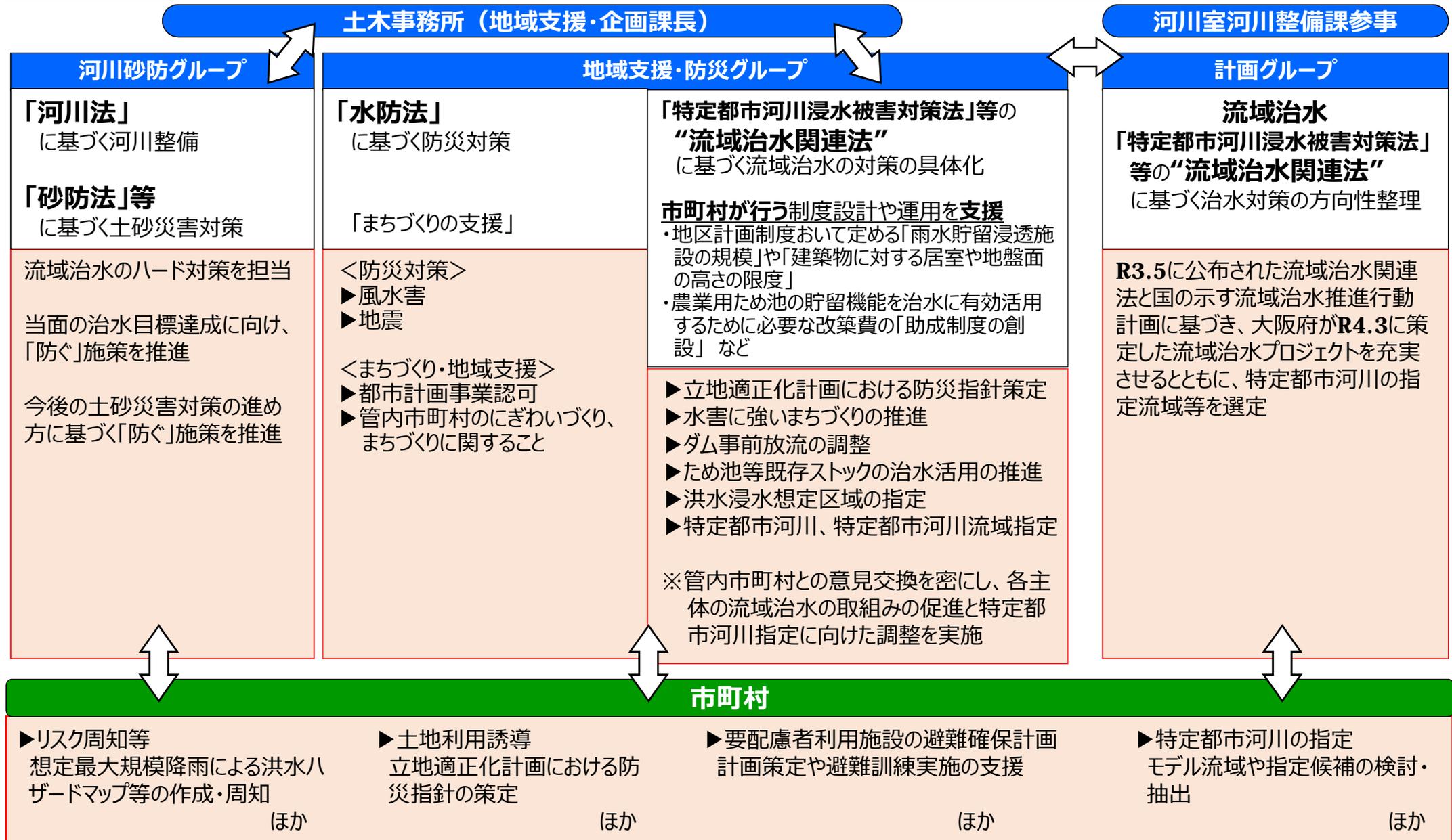
(これまでの取組み)

- 令和3年度に水防災連絡協議会及び寝屋川流域協議会で府内26ブロックの流域治水プロジェクトを策定
- 令和4年度に流域治水プロジェクトを更新し、令和5年度の水防災連絡協議会で承認を得る予定

◆令和5年度の大阪府の主な取組み◆

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
流域治水プロジェクトの充実・強化	→											
①河川整備計画に基づくハード対策の推進	→											
当面の治水目標達成を目指し、平成22年6月に策定した「今後の治水対策の進め方」に基づく河川整備計画のメニューを推進	→ 河川整備計画策定から概ね20～30年での目標達成を目指す											
※限られた予算の中で、効果的・効率的に整備を進める方策を検討												
気候変動を踏まえた治水対策の検討	→											
河川整備審議会において現在の治水対策を検証し、降雨量の増大などを考慮した外力の想定と対応方針を決定	→ 治水専門部会、河川整備審議会の審議を経て方針決定											
※気候変動の影響を検証し、いつ計画を見直すかを検討												
②洪水浸水想定区域の指定拡大（水防法）	→											
令和4年度末105河川を指定済み。令和6年6月を目標に全河川を指定予定	→ 令和5年度末に31河川を指定											
※指定に伴う警戒避難体制構築のため、水位計・キキルによる水位情報提供の手続きを進める												
③特定都市河川の指定検討（特定都市河川浸水被害対策法）	→											
寝屋川流域以外に新たに指定を進める	→ 指定によるメリット・デメリットを整理し、モデル流域を選定											
※指定によるハード整備の加速化と規制の強化（概ね5年で指定：国方針）												
※市町村のニーズを踏まえて指定検討を進める												
④リスク周知の継続	→											
洪水リスク等の周知を継続し、令和5年4月から本格運用を開始した水防災情報システムを活用した避難行動支援を実施	→ 4月から新システムを運用開始											
※水防災情報の活用を促進するため、地域ワークショップ・出前講座などの機会をとらえて周知を実施	→ あらゆる機会をとらえてリスク周知・水防災情報活用を促進											
⑤タイムラインの充実	→											
広域タイムラインの運用・振り返りにより充実化と市町村等のタイムライン作成を支援（令和4年度末：市町村34/43、コミュニティ18市町村63地区）	→ 市町村タイムライン 令和5年度末に未策定のタイムライン完成											
※すべての市町村でタイムラインが策定されるよう支援	→ コミュニティタイムライン 令和5年度末に全市町村1地区で策定											
	→ 市町村との調整 → 地区選定、地元調整 → 策定作業											

- ▶ 河川室が統制をとりつつ、事務所にて管内の流域治水の取組みを統括
- ▶ 管内市町村とリスク情報の共有や流域治水施策の意見交換を行い、具体的な対策実施に向け、河川室、事務所が連携して取り組む



- ▶ 寝屋川流域を除く37市町村に対し、特定都市河川に関するアンケート調査を実施（R5.1）
- ▶ アンケートの結果も踏まえ、堺市など10市町で意見交換を実施（R5.3）

◆ アンケート内容と結果(主なもの)

- 保全調節池の指定 ⇒ 指定を検討したい 3市
- 貯留機能保全区域の指定 ⇒ 指定を希望する土地はない 37市町村
- 浸水被害防止区域の指定 ⇒ 指定を希望する土地はない 37市町村
- 特定都市河川の指定 ⇒ 指定に関心があり意見交換を希望する 8市町
- その他の意見(主なもの)
 - ・洪水による浸水地域は、居住誘導区域から除外すべきだが、居住者がいるため、治水対策が必要
 - ・特定都市河川制度と同様に、民間事業者による雨水流出抑制施設の設置を促進していますが、法的根拠のない行政指導であることや税制優遇などのインセンティブがないことから、設置が進まない
 - ・浸水被害が大きい箇所が存在。敷地問題等で貯留施設の設置ができず、解決策が見いだせない
 - ・特定都市河川の指定に伴う土地利用制限が、まちの成長・発展に大きく影響を及ぼすことから、指定を希望しない

◆ 意見交換結果(主なもの)

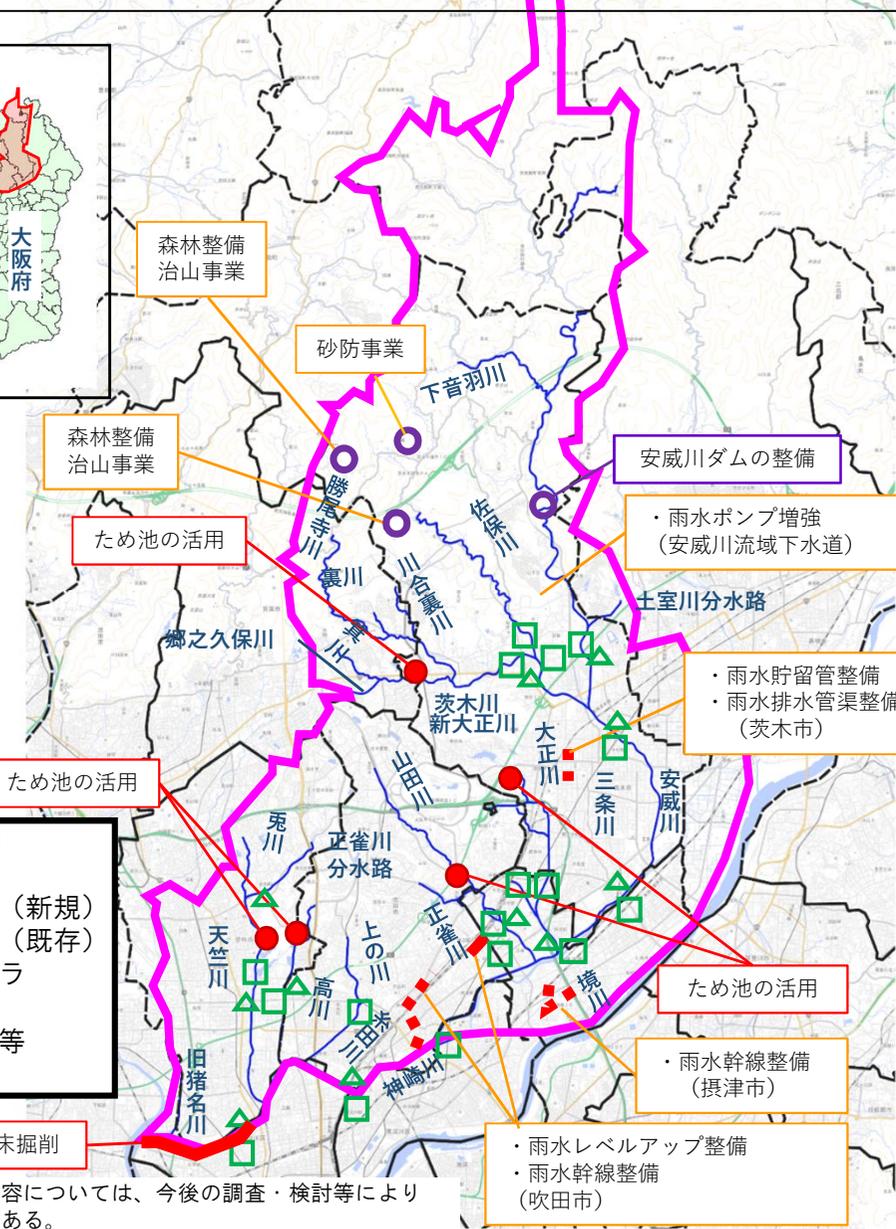
- 流出抑制を行いたいだが、中心市街地の雨水の排出先が淀川本川のため、法指定による制度活用のメリットが少ない
- 内水対策に一部課題を抱えている。特定都市河川制度は、市下水としてもメリットが大きい
- 市内で流出抑制を行いたい。特定都市河川の適用可否を考えていた
- 石津川流域の浸水や準用河川の治水対策など課題は多く特定都市河川の適用可否を考えていた
- 河川の背水による水路の溢水が懸念。寝屋川流域のような流出抑制がしたい
- 特定都市河川制度により、地元で不要となった、ため池を治水活用できないか
- 内水に課題がある地区があるが、抜本的な対策ができない。ため池を活用できないか考えている
- 市内全てが市街化区域であり、流出抑制施設を整備する土地がない

目標を達成するために概ね5年間で実施する具体的な取組・流域治水プロジェクト 進捗管理表（案）

具体的な取組の柱		
事項【大分類】	主な取組内容	取組状況
具体的な取組【中分類】		
(1) 円滑かつ迅速な避難のための取組		
① 情報伝達、避難計画等に関する事項		
洪水時における河川管理者からの情報提供等 （ホットラインの運用）	ホットライン連絡体制の確認を継続して実施し、必要に応じ実施要領を改定する。	ホットラインの名簿を更新し、連絡体制を再確認した。
高潮時における海岸管理者等からの情報提供等 （高潮氾濫発生情報の運用）	高潮氾濫発生情報の伝達方法等について、実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。	訓練等を通じて抽出された課題を整理し必要に応じて見直しの検討を行った。
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 【洪水対応タイムライン】 【広域】	神崎川流域広域タイムラインについて、実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。	大型台風の接近に備え、タイムラインを3回発動したがいずれもステージ1で終了。実運用上の行動に齟齬はなかった。今後も必要に応じて見直しの検討を行う。
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 【洪水対応タイムライン】 【市域・町域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 市域単位の多機関連携型タイムラインを検討、作成を行い、協議会で実施内容を共有する。	府内における市町村タイムラインの策定状況を協議会で共有を行った。
	【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した多機関連携型タイムラインを、実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。	必要に応じて見直しを実施。
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 【洪水対応タイムライン】 【コミュニティ】	【地域（コミュニティ）単位タイムラインの作成】 地域（コミュニティ）単位でのタイムラインについて、モデル地区の選定や自治会での作成支援などを通じ、作成を促進する。	府内におけるコミュニティタイムラインの策定状況を協議会で共有を行った。
	【地域（コミュニティ）単位タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。	必要に応じて見直しを実施。
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 【高潮対応タイムライン】 【広域】	【多機関連携型タイムラインの作成】 協議会において、広域の多機関連携型タイムラインを検討・作成する。	府内におけるコミュニティタイムラインの策定状況を協議会で共有を行った。
	【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した広域タイムラインを実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。	必要に応じて見直しを実施。
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 【高潮対応タイムライン】 【市域・町域】	【避難勧告型タイムラインの作成】 吹田市において、避難情報の発令基準の作成を検討する。	避難情報の発令基準の作成を検討した。
	【多機関連携型タイムラインの作成】 各市域単位の多機関連携型タイムラインを検討・作成し、協議会で実施内容を共有する。	府内における多機関連携型タイムラインの策定状況を協議会で共有を行った。
	【タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した各市域タイムラインを実災害や訓練等で運用のうえ課題等を整理し、必要に応じて見直しの検討を行う。	必要に応じて見直しを実施。
避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認 【高潮対応タイムライン】 【コミュニティ】	【地域（コミュニティ）単位タイムラインの作成】 地域（コミュニティ）単位でのタイムラインについて、モデル地区の選定や自治会での作成支援などを通じ、作成を促進する。	府内におけるコミュニティタイムラインの策定状況を協議会で共有を行った。
	【地域（コミュニティ）単位タイムラインの活用とPDCAサイクルの構築】 作成した地域（コミュニティ）単位のタイムラインを実災害や避難訓練等で運用し、明らかになった課題等を踏まえ、タイムラインの見直し等を行う仕組みを構築する。	必要に応じて見直しを実施。
水害危険性の周知促進	【水位周知下水道の指定】 ・地下街等の水位周知下水道の検討を進めるとともに、大阪府水防計画への反映について検討する。	大阪市で、梅田地区において地下街管理者に対し下水道管渠の水位情報の提供を行っているが、さらなるソフト対策の推進に向け、新たな水位情報の活用のための取り組みについて検討中。
ICTを活用した洪水情報の提供	【情報提供の拡大】 ・スマートフォンのGPS機能と連動した河川防災情報サイト作成	大阪府河川防災情報でスマートフォンに対応した閲覧画面をR4.12から公開した。
	・防災情報の用語や表現内容の見直し（国・気象台）	見直し作業実施中。
要配慮者利用施設における避難計画の作成及び避難訓練の実施（洪水・高潮災害）	【避難確保計画作成の促進】 ・浸水想定区域内にある施設を適切に地域防災計画へ位置づけ、計画未作成の施設に対する計画作成の働きかけを行う。 ・施設管理者等が新たに避難確保計画を作成又は変更する場合には、計画と併せてチェックリストの提出を求め、必要な助言・勧告を行う。	5592か所のうち5488か所で計画作成済み。
	【避難訓練実施の徹底】 ・施設管理者等に対し、避難訓練を原則として年一回以上実施させ、訓練実施後は概ね1ヶ月を目安に、訓練結果を報告させる。	5592か所のうち353か所で訓練実施済み。

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項		
想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知	公共下水道等の雨水出水浸水想定区域図を作成し周知を行う。	府内市町村を対象に技術的支援を行うとともに、流域下水道の区域において、内水浸水想定区域図を作成中。
水害ハザードマップの改良、周知、活用	【洪水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】 ・旧淀川筋における、想定最大規模の浸水想定区域図のハザードマップへの反映、配布を実施する。 ・各市において、ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施する。	大阪市において実施済み。
	【高潮浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】 ・各市において、ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施する。	大阪市において実施済み。
	【内水浸水想定区域図による水害ハザードマップの作成と周知】 ・各市において、ハザードマップを訓練等への活用について検討した上で実施する。	大阪市において実施中。
防災教育の推進	・教育委員会等と連携・協力して、国と教育関係者が連携して作成した指導計画の共有と学校における防災教育が充実される取組みを強化。 ・出前講座などによる防災教育の推進。	要望に応じ、イベントなどでの防災教育の実施・推進。
共助の仕組みの強化 地域防災力の向上のための人材育成	・協議会等の場を活用して、自主防災組織、福祉関係者、水防団等による避難時の声かけや避難誘導等の訓練及び出水時における実際の事例の情報を共有し、より充実した取組を検討・調整。	防災関係機関・団体での事例を協議会他の会議で共有した。
	・地区防災計画の作成や地域の防災リーダー育成に関する市町村の取組に対して、専門家による支援を行い、協議会の場等で共有する。	大阪府内市町村防災対策協議会との共催により、府内8ブロックで自主防災組織リーダー育成研修を例年開催。
住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	・市におけるマイ・タイムラインやマイ防災マップ等の避難の実効性を高める取組内容を共有。	協議会等の場を活用して、各市の取組を共有した。
(2) 被害軽減の取組		
① 水防体制の強化に関する事項		
水防に関する広報の充実（水防団員確保に係る取組）	・水防団員確保に向け、これまでの取組を行うとともに、新たな広報手段の検討を行う。	水防事務組合においてSNSでの発信やケーブルTVによる放送、自治会との連携による団員確保の手段を検討した。引き続き、より効果的な広報手段の検討を行っていく。
水防訓練の充実 避難訓練への地域住民の参加促進	・多様な関係機関、住民参加により実践的な水防訓練になるよう訓練内容の検討、実施を行う。	関係機関との訓練内容の検討や連携、地域住民の訓練参加を検討した。
水防関係者間での連携、協力に関する検討	大規模氾濫を想定した多機関連携型タイムラインを活用した訓練などを通じ、水防団間の連携を図る。	防潮扉等操作訓練への参加による関係機関との情報伝達訓練などを実施し、水防団間の連携を図った。
② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項		
市庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）	市庁舎、市立病院等の非常用電源設備の耐水化対策の実施検討を行う。	各市において実施予定。
(3) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組		
氾濫水の排水、浸水被害軽減に関する取組		
排水施設、排水資機材の運用方法の改善	・府が公表した洪水浸水想定区域図の浸水継続時間を基に各市において排水計画の検討を行う。	—
浸水被害軽減地区の指定	・各市において、浸水被害軽減地区の指定を検討、実施する。	他事例の情報を共有し、今後の指定の検討を行った。
流域全体での取組み	・雨水貯留浸透施設、雨水幹線整備、下水道施設増強、耐水化の推進する。	下水道施設の設計、整備を推進した。
土地利用誘導	・立地適正化計画における居住誘導区域の設定・見直し及び防災指針の策定を検討する。	豊中市において令和5年度に防災指針を策定予定。
(4) 防災施設の整備等に関する事項		
防災施設の整備等に関する事項		
堤防等防災施設の整備 （洪水氾濫を未然に防ぐ対策）	・河川、下水道施設等の整備は、「神崎川ブロック」「神崎川下流ブロック」「西大阪ブロック」流域治水管理図に基づき推進する。	各ブロックにおいて着実に事業を実施するための予算確保などに努める。
水門・鉄扉等の施設の確実な運用体制の確保	【水門・樋門・防潮施設等の更新・高度化】 ・樋門、水門、防潮施設等の更新を実施 ・鉄扉等の遠隔監視化など機能高度化を実施	木津川水門の更新、下水道ポンプ施設の更新を実施中、鉄扉の遠隔操作化に向けた検討を実施。
	【樋門等操作規則策定】 ・下水道管理者等が管理する樋門等の操作規則を策定する。	ポンプ更新時など適宜、策定した操作規則を見直しを実施。
(5) 減災・防災に関する国の支援		
減災・防災に関する国の支援		
水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援	・交付金や起債対象事業の周知	行政WGにおいて国通知文の説明、周知を実施。

○神崎川ブロックでは、当面の治水目標に従い、河道拡幅、河床掘削等による洪水対策を実施します。旧猪名川、境川、三条川、新大正川、郷之久保川、川合裏川、裏川、土室川分水路、下音羽川、糸田川、茨木川、佐保川、勝尾寺川、上の川では当面の治水目標を達成しており、神崎川では時間雨量65ミリ程度の降雨、安威川、天竺川、兎川、高川、山田川、正雀川、正雀川分水路、大正川、箕川では時間雨量80ミリ程度の降雨による洪水を対象に整備を行います。



- 凡例
- 河道改修
 - 貯留施設（新規）
 - 貯留施設（既存）
 - ▲ 河川カメラ
 - 水位計
 - 砂防堰堤等
 - 流域界

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

- 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- ・河道拡幅、河床掘削、築堤【府】
 - ・河道内の堆積土砂除去【府】
 - ・ため池及び農業用施設等の治水活用【府・市・民間】
 - ・砂防事業、治山施設・森林整備・保全【府・市】
 - ・雨水貯留浸透施設、雨水幹線整備、下水道

- 被害対象を減少させるための対策
- ・土砂災害特別警戒区域内における既存住宅に対する補助制度【府・市町】
 - ・土地利用誘導（立地適正化計画の見直し等）等【府・市町】

- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
- ①情報伝達、避難計画等に関する事項
- ・洪水浸水想定区域の指定拡大【府】
 - ・想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知【府・市町】
 - ・基礎調査の実施と公表と土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定【府】
 - ・ホットラインの運用（洪水・高潮・土砂）【府・市町、気象台】
 - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（広域タイムライン）（洪水・高潮）【府・市町・民間】
 - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（市域・町域タイムライン）（洪水・高潮・土砂）【市町】
 - ・避難情報発令の対象区域、判断基準等の確認（コミュニティタイムライン）（洪水・高潮・土砂）【市町】
 - ・ICTを活用した洪水情報の提供【府、気象台】
 - ・防災施設の機能に関する情報提供の充実・水害危険性の周知促進【府】
 - ・隣接市町における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等【府・市町】
 - ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施（洪水・高潮・土砂災害）【府、市町】
 - ・応急的な退避場所の確保【市町】
 - ・市町庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実【府・市町】
 - ・市町庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）【市町】
 - ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善【府、市町】
 - ・浸水被害軽減地区の指定【府、市町】
 - ・重要インフラの機能確保【市町】
 - ・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保【府・市町】
 - ・施設管理の高度化の検討【府】
 - ・重要水防箇所の見直し及び水防資器材の確認【府、市町】
 - ・水防関係者間での連携、協力に関する検討【府・市町】
 - ・洪水予測や水位情報の提供の強化、水位計、河川カメラの整備【府】
- ②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等
- ・水害ハザードマップの改良、周知、活用（洪水・内水・土砂・高潮）【国、府、市町】
 - ・浸水実績等の周知【府、市町】
 - ・水害の記録の整理【府、市町】
 - ・災害リスクの現地表示【市町】
 - ・防災教育の推進【府、市町】
 - ・共助の仕組みの強化、地域防災力の向上のための人材育成【府・市町】
 - ・住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進【府、市町】
 - ・地区単位土砂災害ハザードマップの作成促進【市町】
 - ・水防に関する広報の充実【市町】
 - ・水防訓練の充実【国、府、市町】
- ③減災・防災に関する国の支援
- ・水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援【府】
 - ・適正な土地利用の促進【府、市町】
 - ・災害時及び災害復旧に対する支援【府】
 - ・補助制度の活用【市町】

神崎川ブロック 流域治水プロジェクト【ロードマップ】

～流域人口200万人の命とくらしを守る流域治水の推進～

- Ⅰ 神崎川ブロックでは、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、府・市町が一体となって、「流域治水」を推進する。
- 【短期】 住宅密集地での重大災害の発生を未然に防ぐため、河床掘削および調節池整備等に着手。
 - 【中期】 河床掘削等および調節池整備の推進。
 - 【中長期】 時間雨量50ミリ程度の降雨に対して浸水を防ぎ、かつ時間雨量65ミリに対して家屋床上浸水を発生させない対策を完了。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			R4年度～	短期	中期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	神崎川の河床掘削	大阪府	[進捗バー]		
	ため池の治水活用	大阪府・吹田市・茨木市・民間	[進捗バー]		
	砂防施設の保全	大阪府	[進捗バー] 定期点検による継続監視及び状況により適宜実施		
	河道内の堆積土砂撤去	大阪府	[進捗バー]		
被害対象を減少させるための対策	土砂災害特別警戒区域内の既存住宅に対する補助制度	大阪府・豊中市・吹田市・茨木市・高槻市・箕面市	[進捗バー]		
	土地利用誘導（立地適正化計画の見直し等）等	豊中市・吹田市・摂津市・茨木市・高槻市・箕面市	[進捗バー]		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	①情報伝達、避難計画等に関する事項 ・洪水浸水想定区域の指定拡大 ・雨水出水浸水想定区域の指定 ・市町村、地域タイムラインの策定 ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成 ・防災気象情報の改善 等	大阪府・大阪市・豊中市・吹田市・摂津市・茨木市・高槻市・箕面市・豊能町・气象台	[進捗バー] 洪水浸水想定区域指定 拡大完了(R6年度)		
	②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 ・ハザードマップの改良・周知・活用 ・マイタイムラインの策定 等	大阪府・大阪市・豊中市・吹田市・摂津市・茨木市・高槻市・箕面市・豊能町	[進捗バー] 雨水出水浸水想定区域図 作成・公表(R7年度)		

河川整備等による効果

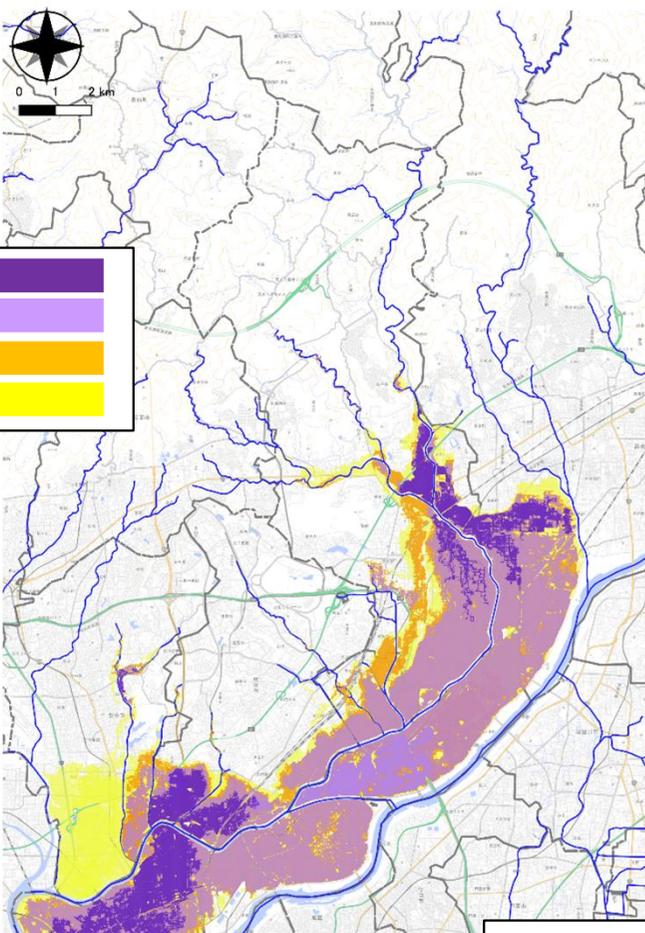
河道掘削や新規調節池の整備のほか、既存調節池やため池の活用の推進により、

神崎川：時間雨量65ミリ程度（1/40）の降雨に対し、家屋床上浸水が解消

安威川、天竺川、兎川、高川、山田川、正雀川、正雀川分水路、大正川、箕川：

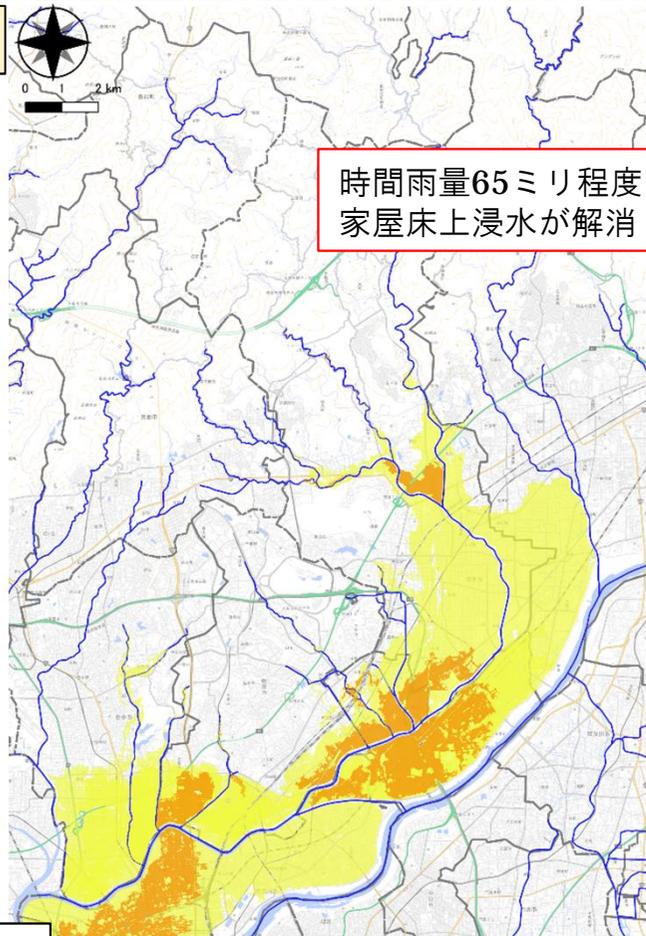
時間雨量65ミリ程度（1/30）の降雨に対し、家屋床上浸水が解消

現状



高頻度 (1/10)
中頻度 (1/30)
低頻度 (1/100)
想定最大規模

整備後



時間雨量65ミリ程度の降雨に対し、
家屋床上浸水が解消

「測量法に基づく国土地理院長の承認（使用）」（申請中）

※この図は、1/10、1/30、1/100の確率年及び想定最大規模の降雨により想定される、府管理河川の外水氾濫の浸水範囲である。

※「現状」の図は、氾濫シミュレーション時点（H30）の施設整備状況において想定される浸水範囲を示したものである。

※「整備後」の図は、河川整備計画の整備メニュー実施後において想定される浸水範囲を示したものである。なお想定最大規模については、施設整備の効果を検討していない。

当面の治水目標に対応した河川の整備



整備率:86%

(令和4年度末時点)

農地・農業用施設の活用



4市町

(令和4年度末時点)

流出抑制対策の実施



既存防災調節池等
15施設

(令和4年度末時点)

山地の保水機能向上
および
土砂流木災害対策



治山対策 2箇所
土石流対策 1施設

(令和4年度実施)

立地適正化計画に
おける防災指針の作成



2市町

(令和4年度末時点)

避難のための
ハザード情報の整備



洪水浸水
想定区域 7河川

雨水出水
浸水想定区域 0団体

(令和4年度末時点)

高齢者等避難の
実効性の確保



避難確保 洪水 6258施設
計画 土砂 39施設
高潮 3592施設

避難訓練 1018施設

(令和4年9月末時点)

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

河床掘削による洪水対策

神崎川では、洪水対策として、当面の治水目標を40年に1度程度発生する恐れのある降雨による洪水を安全に流下させることができるよう、河床掘削を実施。



神崎川河床掘削工事

被害対象を減少させるための対策

吹田市の立地適正化計画策定の取組

吹田市では、令和4年3月に立地適正化計画を変更するとともに、防災指針を定め防災・減災対策を計画的に実施することとしている。居住誘導区域については、土砂災害に関する区域に限り、居住誘導区域に含めないものとし、その他の災害ハザードエリアについては、防災指針の取組を推進することにより、減災を図ることを前提に、居住誘導区域に含める。



被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

防災・減災の取組

摂津市では、防災ブックを作成し全戸配布するとともに、まちごとまるごとハザードマップ看板設置、マンホールトイレ・かまどベンチの設置など、災害時の避難行動につながるよう取り組んでいる。



防災マップ

まちごとまるごと
ハザードマップ



大阪モノレール 南摂津駅

～流域治水の推進による神崎川下流域の治水安全度のさらなる向上～

○神崎川下流ブロック（神崎川、中島川、左門殿川、西島川）では、当面の治水目標として40年に1度程度発生する恐れのある降雨による洪水を安全に流下させることができるよう、河床掘削等による洪水対策を実施するとともに、避難のためのソフト対策に取り組み、流域一体となった治水対策を推進します。



淀川水系神崎川下流ブロック 流域治水管理図【ロードマップ】

～流域治水の推進による神崎川下流域の治水安全度のさらなる向上～

- Ⅰ 神崎川下流ブロックでは、上下流・本支川の流域全体を俯瞰し、府・市が一体となって、「流域治水」を推進する。
- 【短期】 住宅密集地での重大災害の発生を未然に防ぐため、河床掘削等による洪水対策に着手。
 - 【中期】 河床掘削等による洪水対策の推進。
 - 【中長期】 当面の治水目標として40年に1度程度発生する恐れのある降雨による洪水を安全に流下させる対策を完了。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			R4年度～	短期	中期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	神崎川の河床掘削	大阪府	→		
	左門殿川の河床掘削	大阪府	→		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	①情報伝達、避難計画等に関する事項 ・洪水浸水想定区域の指定拡大 ・雨水出水浸水想定区域の指定 ・市町村、地域タイムラインの策定 ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成 ・防災気象情報の改善 等	大阪府・大阪市・気象台	洪水浸水想定区域指定拡大完了(R4年度)	→	
	②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 ・ハザードマップの改良・周知・活用 ・マイタイムラインの策定 等	大阪府・大阪市	雨水出水浸水想定区域図作成・公表(R7年度)	→	

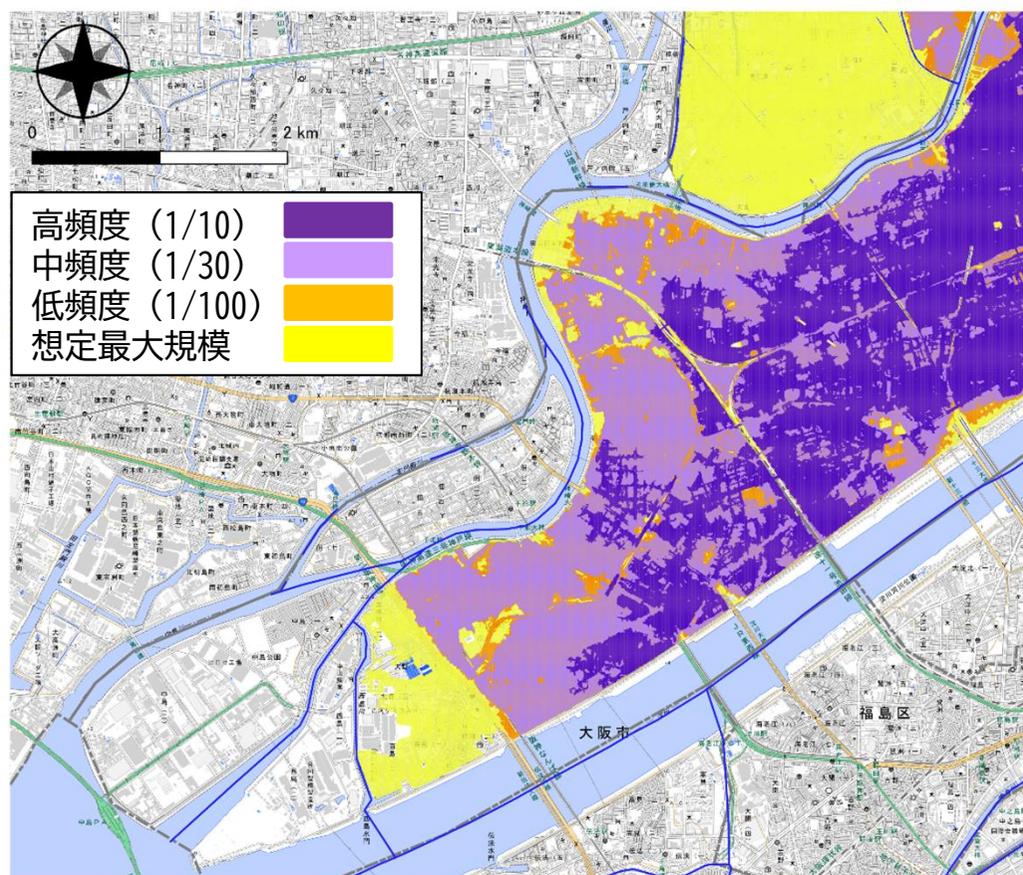
淀川水系神崎川下流ブロック 流域治水管理図【事業効果の見える化】

～流域治水の推進による神崎川下流域の治水安全度のさらなる向上～

河川整備等による効果

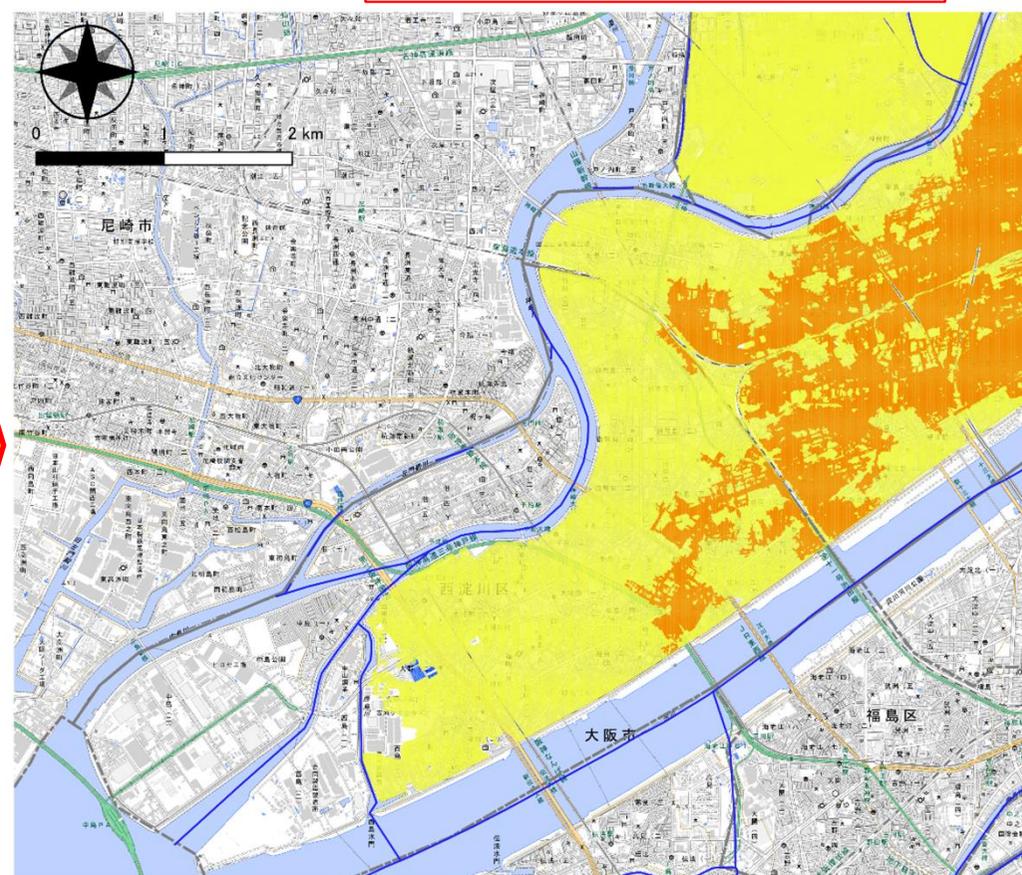
河床掘削のほか、下水道等排水施設整備の推進により、
神崎川：40年に1度程度発生する恐れのある降雨に対し、家屋床上浸水が解消

現状



整備後

40年に1度程度発生する恐れのある
降雨に対し、家屋床上浸水が解消



※この図は、1/10、1/30、1/100の確率年及び想定最大規模の降雨により想定される、府管理河川の外水氾濫の浸水範囲である。

※「現状」の図は、氾濫シミュレーション時点（H30）の施設整備状況において想定される浸水範囲を示したものである。

※「整備後」の図は、河川整備計画の整備メニュー実施後において想定される浸水範囲を示したものである。なお想定最大規模については、施設整備の効果を検討していない。

淀川水系神崎川下流ブロック 流域治水管理図【流域治水の具体的な取組】

～流域治水の推進による神崎川下流域の治水安全度のさらなる向上～

当面の治水目標に対応した河川の整備



整備率:86%

(令和5年1月末時点)

流出抑制対策の実施



既存防災調節池等
0施設

(令和4年度末時点)

避難のための
ハザード情報の整備



洪水浸水
想定区域 1河川
雨水出水
浸水想定区域 0団体

(令和4年度末時点)

高齢者等避難の
実効性の確保



避難確保 洪水 5109施設
計画 高潮 3394施設

避難訓練 236施設

(令和4年9月末時点)

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

河床掘削による洪水対策

神崎川下流ブロックでは、洪水対策として、当面の治水目標を40年に1度程度発生する恐れのある降雨による洪水を安全に流下させることができるよう、左門殿川、神崎川の河床掘削を実施。

河床掘削のほか、下水道等排水施設整備の推進により、40年に1度程度発生する恐れのある降雨に対し、家屋床上浸水が解消される。



神崎川河床掘削工事

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

神崎川流域洪水タイムライン

大阪府では、令和3年度に流域市、国、ライフライン事業者、鉄道事業者などの防災機関と連携して「神崎川流域洪水タイムライン」を策定。

神崎川流域洪水タイムライン

神崎川及び左門殿川 防潮扉点検操作訓練

台風による高潮の際に防潮鉄扉を閉鎖し大阪市内等を浸水被害から防ぐため、台風期に備え、国道2号及び周辺道路を通行止めし、防潮鉄扉閉鎖訓練を実施。

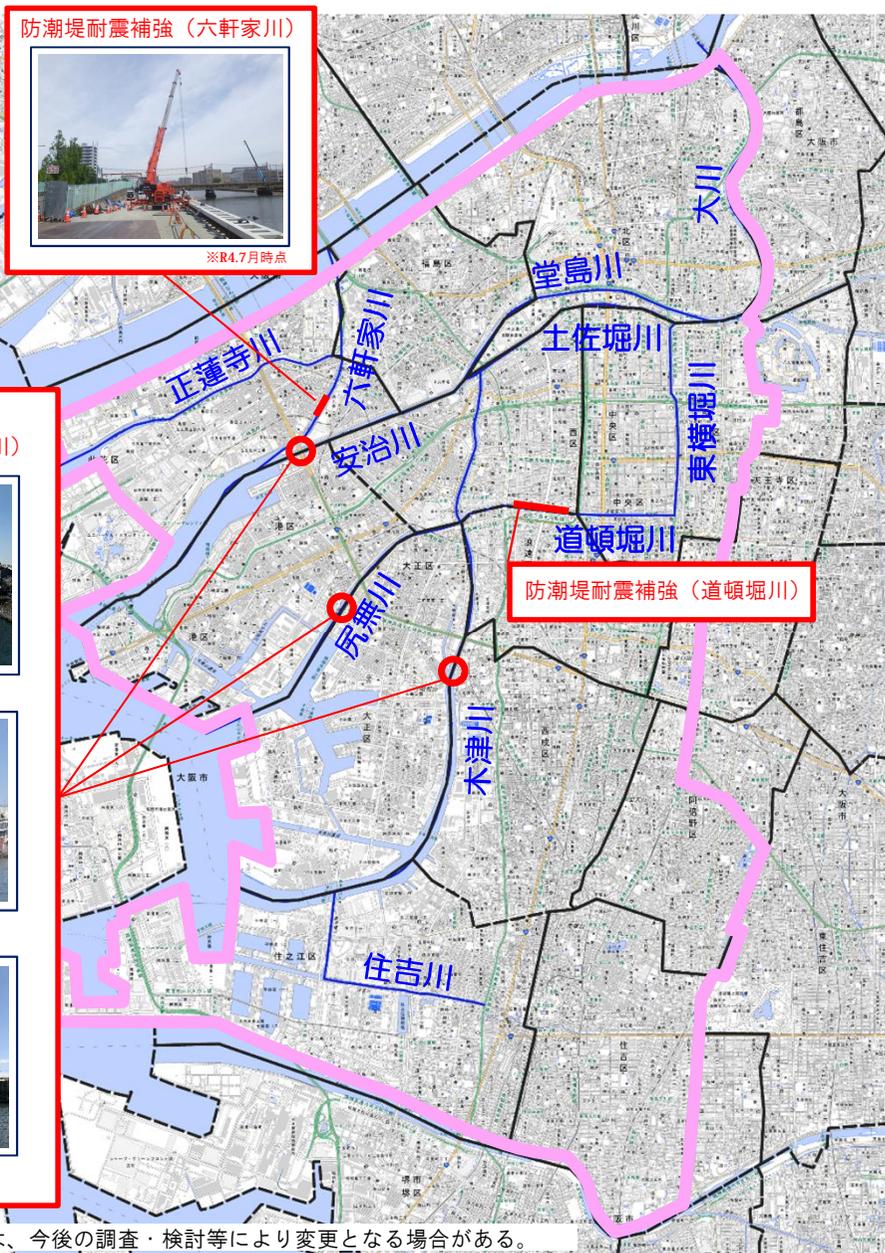


防潮堤点検操作訓練（左門橋）

○西大阪ブロック（旧淀川（大川、堂島川、安治川）、土佐堀川、木津川、尻無川、東横堀川、道頓堀川、住吉川、正蓮寺川及び六軒家川）では、整備対象区間において水門の改築、防潮堤等の耐震補強を実施します。



- 凡例
- 河道改修
 - 貯留施設（新規）
 - 貯留施設（既存）
 - 流域界



水門改築事業
(安治川、尻無川、木津川)



安治川水門



尻無川水門



木津川水門

- 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策
- ・水門の改築【府】
 - ・水門・防潮堤耐震補強【府・市】
 - ・下水道等排水施設の整備

- 被害の軽減、早期復旧・復興のための対策
- ① 情報伝達、避難計画等に関する事項
 - ・想定最大規模の雨水出水に係る浸水想定区域図等の作成と周知【府・市】
 - ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成及び避難訓練の実施【府・市】
 - ・ホットラインの運用（洪水・高潮）【府・市】
 - ・タイムラインの策定・運用（広域・市域・地域）【府・市・民間】
 - ・水害危険性の周知促進【府】
 - ・洪水予測や水位情報の提供の強化、水位計、河川カメラの整備【府】
 - ・ICTを活用した洪水情報の提供【府、気象台】
 - ・隣接市における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等【府・市】
 - ・応急的な退避場所の確保【市】
 - ・市庁舎や災害拠点病院等の機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電機等の整備）【市】
 - ・排水施設、排水資機材の運用方法の改善【府、市】
 - ・水門・鉄扉等の施設の確実な運用体制の確保【府・市】
 - ・水防関係者間での連携、協力に関する検討【府・市】
 - ② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項等
 - ・ハザードマップの改良、周知、活用【府、市】
 - ・防災教育の推進【府、市】
 - ・共助の仕組みの強化、地域防災力の向上のための人材育成【府・市】
 - ・住民一人一人の避難計画(マイタイムライン)・情報マップの作成促進【府、市】
 - ・水防に関する広報の充実（水防団員確保に係る取組）【市】
 - ・水防訓練の充実、避難訓練への地域住民の参加促進【府・市】
 - ③ 減災・防災に関する国の支援
 - 水防災社会再構築に係る地方公共団体への財政的支援【府】

※具体的な対策内容については、今後の調査・検討等により変更となる場合がある。

淀川水系西大阪ブロック 流域治水管理図【ロードマップ】

～水都大阪を支える流域治水の推進～

I 西大阪ブロックでは、整備対象区間において水門の改築、防潮堤等の耐震補強を実施する。

【短期】 防潮堤等の耐震補強工事の完了及び水門の改築工事に着手。

【中期】 水門の改築工事の推進。

【中長期】 水門の改築工事を完了。

区分	対策内容	実施主体	工程		
			R4年度～	短期	中期
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策	防潮堤耐震補強	大阪府	→ 耐震補強工事完了 (R5年度)		
	防潮堤耐震補強	大阪市	→ 耐震補強工事完了 (R5年度)		
	水門の改築	大阪府	→ 水門改築工事完了		
被害の軽減、早期復旧・復興のための対策	①情報伝達、避難計画等に関する事項 ・雨水出水浸水想定区域の指定 ・市町村、地域タイムラインの策定 ・要配慮者利用施設の避難確保計画作成 ・防災気象情報の改善 等	大阪府・大阪市・気象台	→ 雨水出水浸水想定区域図作成・公表 (R7年度)		
	②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項 ・ハザードマップの改良・周知・活用 ・マイタイムラインの策定 等	大阪府・大阪市	→		

淀川水系西大阪ブロック 流域治水管理図【事業効果の見える化】

～水都大阪を支える流域治水の推進～

河川整備等による効果

西大阪ブロックでは、時間雨量80ミリ程度（1/100）の降雨に対し、家屋床上浸水は発生しない。

淀川水系西大阪ブロック 流域治水管理図【流域治水の具体的な取組】

～水都大阪を支える流域治水の推進～

当面の治水目標に対応した河川の整備



整備率：100%
(令和4年度末時点)

流出抑制対策の実施



既存防災調節池等
0施設
(令和4年度末時点)

避難のための
ハザード情報の整備



洪水浸水
想定区域 1河川
雨水出水
浸水想定区域 0団体
(令和4年度末時点)

高齢者等避難の
実効性の確保



避難確保
計画 洪水 5109施設
高潮 3394施設
避難訓練 236施設
(令和4年9月末時点)

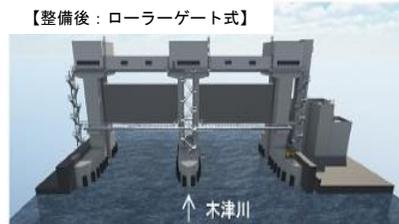
氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

三大水門（安治川、尻無川、木津川）の改築

大阪府では、三大水門（安治川、尻無川、木津川）について、1970年（昭和45年）の完成以来約50年が経過しており、寿命が迫っていることが明らかになっている。また、東日本大震災を契機に、津波遡上対策として三大水門を閉鎖することを検討した結果、三大水門の閉鎖は津波被害の軽減策として有効である一方、津波の外力により水門が損傷し、開閉が困難となる可能性も明らかとなった。このため、さらに対応策を検討した結果、三大水門を津波にも耐えうる新たな水門に更新することとして、三大水門の更新事業を進めている。



【現況：バイザーゲート式】



【整備後：ローラーゲート式】

水門改築イメージ図（木津川）

被害の軽減、早期復旧・復興のための対策

大阪市地下空間浸水対策協議会

大阪市では、市域における民間ビルも含めた地下空間において、事業者間の連携、施設整備も含めて浸水対策の促進を図るため、大阪市、大阪府、関係機関、地下街管理会社、鉄道会社、関係民間ビル会社等で構成する『大阪市地下空間浸水対策協議会』を平成26年に設置。地下空間の地下施設管理者が連携した浸水対策（避難対策及び止水対策）のガイドラインの作成及び訓練の実施、情報共有のためのネットワークづくりなどを検討し、浸水対策の促進を図っている。



大阪市地下空間浸水対策
ガイドライン



地下街等相互連携訓練（H27）

おおさかタイムライン防災プロジェクト



タイムラインとは

大規模な災害から住民の命を守り、被害を最小化することを目的に防災関係機関が連携して災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して防災行動とその実施主体を時系列に整理したもの。

プロジェクトの概要

大阪府では、タイムラインを以下の3つに分類し、先行取り組み（リーディングプロジェクト）を実施。これらの先行事例をモデルとして、洪水や土砂災害、高潮災害など様々なハザードを対象に、国や市町村と連携し大阪府全域にタイムラインの作成と活用を拡げていく、「おおさかタイムライン防災プロジェクト」を進めている。

広域タイムライン 5/5地域 <寝屋川流域、神崎川・安威川流域、南河内地域、大津川流域、大阪湾（泉州）高潮>

比較的大きな流域を対象として、行政機関に加え、ライフライン事業者、鉄道事業者など多くの防災機関の防災行動を記載したもの。国や府が主体となって関係する防災機関とともに作成。

市町村タイムライン 34/43市町村

一つの市町村を対象として、市町村の各部署の防災行動を記載したもの。市町村の各部署が参画し、作成。

コミュニティ（地域）タイムライン 18市町村、63地区

自治会などの小さな区域を対象として、住民や自主防災組織などが行う防災行動を記載したもの。市町村と地域住民がリスクコミュニケーションを図りながら作成。

課題と対応

タイムライン分類	課題	対応
広域	<ul style="list-style-type: none"> ●タイムラインを活用した訓練の実施 ●タイムラインの改善 	<ul style="list-style-type: none"> ●全てのタイムラインで訓練を実施 ●実際の水害対応を踏まえ、改善を実施
市町村	<ul style="list-style-type: none"> ●全市町村でのタイムライン作成 ●タイムラインの活用、改善 	<ul style="list-style-type: none"> ●市町村への作成の働きかけ、支援 ●実際の水害時の活用、ふりかえり、改善を実施
コミュニティ	<ul style="list-style-type: none"> ●地区数が多く作成が十分に進んでいない ●ノウハウが十分でない場合がある ●優先的に作成の対象とするリスク（土砂・洪水）の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ●事例集の活用等により横展開 ●講師、ファシリテーターの派遣支援 ●地区単位ハザードマップ作成済地域での作成促進

これまでの取り組み

キックオフ
平成29年3月
おおさかタイムライン防災プロジェクトシンポジウム



神崎川流域
令和3年9月
策定・運用開始

リーディングプロジェクト
貝塚市旭地区
高潮タイムライン
平成29年3月
策定・運用開始



大阪湾沿岸（泉州）高潮
令和2年8月
策定・運用開始



今後の展開

広域タイムラインについては、訓練未実施の2流域における訓練の実施、市町村タイムラインについては、未作成の9市町での完成、コミュニティタイムラインについては、未作成の市町における作成を目標とし、府は引き続き必要な支援を実施する。

特にコミュニティタイムラインについて、**土砂災害は洪水と比較し、リスクの範囲が限定され、地域単位で避難計画を作成することが有効であるため、土砂災害警戒区域等の新規指定又は見直しを行った箇所や、これまで地区単位ハザードマップ作成済の地域**に対し、重点的にコミュニティタイムライン作成の取組を拡げていく。



コミュニティタイムライン作成状況



令和5年度 おおさかタイムライン防災プロジェクトの取組について

◆広域タイムライン

- 令和3年度に府内全ての広域タイムラインの策定が完了し、タイムラインの運用を実施（寝屋川流域、神崎川・安威川流域、南河内地域、大津川流域、泉州高潮）
- ☞ 出水期、台風期に備えて訓練の実施をお願いします。
- ☞ 引き続き、訓練や運用のふりかえりを行い、適宜タイムラインの見直しをお願いします。

◆市町村タイムライン

- 策定状況：34/43市町村 未策定9市町
- ☞ 令和5年度中に、未策定のタイムラインの完成をお願いします。
- ☞ 引き続き、訓練や運用のふりかえりを行い、適宜タイムラインの見直しをお願いします。

◆コミュニティタイムライン

- 策定状況：令和4年度末までに18市町村、63地区で作成済み
- ☞ 地区単位ハザードマップ（土砂災害）作成済みの箇所や、土砂災害警戒区域等の新規指定、範囲の見直しを行った箇所、訓練を実施している箇所等を重点に、作成の取組をお願いします。
- ☞ 土砂災害警戒区域等の指定箇所がない市町では、洪水リスクに対するタイムラインの作成をお願いします。
- ☞ 令和5年度中に、全市町村において少なくとも1地区で策定できるように、新たな作成地区の選定をお願いします。

地区単位ハザードマップ



コミュニティタイムライン

気象の状況	気象情報	避難情報	自治会・住民の行動
台風が接近する2〜3日前 テレビやラジオのニュースで台風情報が放送始める。	台風に関する情報		・テレビ、ラジオ、インターネットで台風情報入手する ・非常持出袋などをチェックする ・避難場所をあらかじめ確認しておく（ハザードマップを確認） ・高齢者などに注意を促す
大雨の半日〜数時間前 現在は雨が降っていないが、風が強くなり徐々に雨が降り始め、強さを増していく。	【警戒レベル2】 大雨・洪水・強風 注意発表		・テレビ、ラジオから気象情報入手する ・すぐに避難できるよう、身の回りを整理し準備する ・下水道の戸などをしめる ・緊急連絡網などで、自治会（自主防災組織）から連絡
大雨の数時間〜2時間程度前 雨の強が一層強くなる。	【警戒レベル3】 大雨・洪水・暴風 警戒発表	高齢者等避難	・避難に時間がかかる人は避難を開始する ・すぐに避難できるよう、身の回りを整理し準備する ・心配な場合は避難する
	【警戒レベル4】 土砂災害警戒情報	避難指示	・速やかに避難をする ・避難所から家族などの連絡をとる
広い範囲で数十年に一度 大雨が降る	【警戒レベル5】 大雨特別警戒	緊急安全確保	・避難を完了する ・避難所から家族などに連絡をとる ・自治会（自主防災組織）の連絡網を活用し、避難し遅れている人がいないか確認する ・相互に避難所での生活を支援する

●R5年度スケジュール

5〜6月：市町村との作成方法の確認、実施調整

6〜8月：対象地区の選定、地元との実施調整

9月〜：作成着手

1 背景・経過

平成21年7月 山口豪雨災害
 ・土石流により特別養護老人ホームの入所者7名が犠牲



平成28年8月 相次ぐ台風による豪雨災害
 ・北海道、東北地方で中小河川氾濫の多発、岩手県小本川において、グループホームで逃げ遅れにより9名が犠牲



平成29年6月 水防法等の一部を改正する法律
 ・要配慮者利用施設における避難確保計画の作成が義務付け

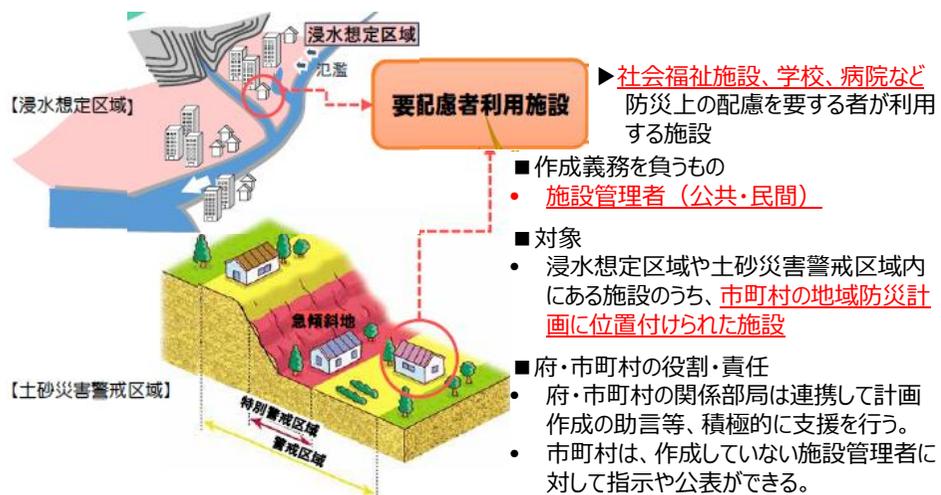


令和2年7月 豪雨災害
 ・熊本県南部を襲った豪雨により球磨川が氾濫し、特別養護老人ホームの入所者14名が犠牲

2 法令の概要

■「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正
 ⇒浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等による、避難確保計画の作成・避難訓練の実施が義務化

■「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和3年法律第31号）」の施行により、『水防法』及び『土砂災害防止法』が令和3年7月15日に改正
 ⇒要配慮者利用施設の利用者の避難確保のための避難訓練の報告義務化
 ⇒避難確保計画及び避難訓練の報告に対し、市町村長による助言・勧告が可能に



3 進捗状況

■大阪府内の計画作成、訓練実施状況（令和4年9月末時点）

	水防法（洪水）		水防法（高潮）		土砂法		合計	
	計画	訓練	計画	訓練	計画	訓練	計画	訓練
対象施設数	10,582		3,998		362		14,942	
作成・実施済み	10,115	2,588	3,768	289	347	100	14,230	2,977
作成・実施率	96%	24%	94%	7%	96%	28%	95%	20%

【参考】計画作成率の全国平均（令和4年9月末時点）：水防法（洪水）：85%、土砂法：85%
 ※対象施設数は、令和4年9月末時点で市町村地域防災計画に定められた施設数

4 作成促進に向けた取り組み（これまで）

■市町村が開催する講習会における技術的支援

「作成ポイントがわかる講習会」
 参加無料
 ① 避難場所・避難経路・避難のタイミングの確認
 ② 避難経路図の作成
 ③ 講習会終了後の相談窓口

■解説動画の紹介

要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について
 作成支援
 市町村長への依頼書
 避難確保計画の作成について
 避難確保計画の作成について
 避難確保計画の作成について

※コロナ禍での作成支援ツール

5 今後の展開

- 避難確保計画作成の推進
 - ・ **計画未作成の施設や新たに対象となる施設**に対して**計画作成を促進**
 ※講習会開催、電話での依頼、個別訪問、依頼文書の発出などの取組を継続
- 地域防災計画への適切な施設の位置づけ
 - ・地域防災計画への位置付けができていない**市町村においては速やかな位置付けを依頼**
- 避難訓練の実施促進による取組の強化
 - ・訓練実施、訓練結果報告について、**施設への依頼文書発出を市町村へ依頼**
 - ・モデルとなる施設での避難訓練実施支援、訓練事例を協議会等で紹介

これらの取組を大阪府も支援

